

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和3年3月4日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階601会議室
- 3 事 件  
議案第23号 三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例(案)  
議案第39号 三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例(案)  
議案第40号 三次市農林業集会所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)  
議案第41号 三次市広島ふるさと村設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)  
議案第42号 三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)  
議案第43号 三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例(案)  
議案第44号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)  
議案第49号 工事請負契約の締結について
- 4 出席委員 保実 治, 杉原利明, 竹原孝剛, 重信好範, 掛田勝彦, 月橋寿文, 山田真一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員  
【産業振興部】中廣産業振興部長, 行政農政課長, 山西商工観光課長, 大谷農林振興係長,  
小山観光振興係長, 押谷商工労働係長, 呑谷企業誘致係長  
【建設部】坂井建設部長, 白石建設部付課長, 藤原建設部付課長, 大前都市建築課長,  
清古土木課長, 小林管理係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席人数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立をしております。

本日の審査日程について申し上げます。本日は、事前にタブレットに掲載しています次第のとおり行っていきたく思います。議案8件について執行部から説明を受け、質疑を行った後、討論、採決を行います。また、午後からは現地確認を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

また、今定例会も引き続きケーブルテレビ中継が行われております。議会運営委員会で確認された常任委員会ケーブルテレビ中継に関する確認事項に沿って委員会の運営を行います。説明員は着座のまま説明、答弁いたしますことを事前にお知らせしておきます。委員の皆様も円滑な進行に御協力をお願いしたいと思います。

それでは、連合審査会の開催について御協議をお願いいたします。

議案第45号、広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議については、総務常任委員会に付託されておりますが、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会の所管事項に関するものであり、3月5日金曜日に連合審査会を開催したい旨、総務常任委員長から申入れがありました。本件につきましては、議会運営委員会でも確認された事項であります。

お諮りいたします。

議案第45号についての連合審査会の開会に同意してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、そのように決定し、同意書を提出させていただきたいと思えます。3月5日金曜日10時に議場へお集まりください。

それでは、審査順にありますように、議案8件について提案理由の説明を受け、質疑をお願いいたします。その後、議案の採決、委員長報告について御協議いただきたいと思います。皆さんのほうから何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休憩を挟みたいと考えています。よろしく願いいたします。

それでは、審査に移りたいと思えます。

議案第39号、三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 おはようございます。議案第39号、三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、三次市三良坂農村ふるさとセンターについて、その用途としての利用に供することがなくなったことから、関係条例である三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止しようとするものでございます。

施設の概要につきましては、添付資料としてファイルのほうを御覧いただければと思えます。

施設の概要を説明させていただきます。

三良坂農村ふるさとセンターは昭和57年5月に竣工し、38年が経過をしております。敷地は市有地で、駐車場は借地でございます。鉄骨造、2階建て、延べ床面積504平米、当施設は耐用年数も経過し、農林業を始めとする地場産業の振興、経営技術改善などの研修、研究の場として利用に供することがなくなったことから、廃止するものでございます。

説明は以上でございます。御審査の上、御承認いただきますようよろしく願いいたします。

○保実委員長 では、質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

竹原委員。

○竹原委員 跡地はどうなるんですか。この後、どうするんですか。管理条例を廃止して、今後、建物や土地の利用はというふうにご考えていますか。

○保実委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 今現在、この施設の一部につきましては、放課後児童クラブと子育て支援センターということで使用されておりますので、引き続きその使用をされるということで、農林業集

会施設としての用途ではもう使用しないということで、今回廃止をさせていただくものでございます。

○保実委員長 どうぞ。

○竹原委員 管理は教育委員会に移るといことですか。

○保実委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 現在、農政課のほうが所管ですが、管理につきましては、教育委員会が管理をするということになります。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 耐用年数のほうが来とるんで、安全性というのはしゃあないんですか。放課後児童クラブで使うて大丈夫ですか。

○保実委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 施設の安全性というところでございますが、今現在も放課後児童クラブとして使用されておりますので、その点は大丈夫かというふうに認識をしております。

○保実委員長 ほかに。

山田委員。

○山田委員 耐用年数は過ぎていくということで、恐らく減価償却か何かの計算だと思うんですけど、あと何年ぐらい使えるような建物なんでしょうか。およそでいいです。

○保実委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 耐用年数は経過しておりますが、外観からだけでは分からないですけど、鉄骨造ということで、まだまだ使えるものとは思っております。いろいろ今回も御指摘を頂いておりますけど、施設の点検といったところは、やはり定期的に行っていきたいというふうに考えております。

○保実委員長 ほかに。

掛田委員。

○掛田委員 私のほうは確認ということで、間違いがあってはいけないと思うのでお聞きするんですが、よく国の補助金なんかを使って造られた場合、農村ふるさとセンターとかいう、そういう名称を使用するようなことがあったのではないかなと思って、既にその実態はもう違うような状況になっているんですけど、補助金絡みでこういう名称を使わざるを得なかったと、ある程度一定期間が過ぎたということもあって、それをリセットしていくようなところでの条例ということで、そういう認識で大体よろしいんですか。

○保実委員長 行政課長。

○行政農政課長 そのとおりで、適化法の制限期間は令和2年5月30日で切れたということでございます。

○保実委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第39号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第40号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 議案第40号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、小童研修センター、宇賀研修センター及び上川研修センターの3施設について、農林業集会施設としては利用に供することがなくなったことから、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正するものです。

その内容は、別表中、小童研修センター、宇賀研修センター及び上川研修センターの名称及び位置を削ろうとするものでございます。

各施設の概要につきましては、添付のファイルを御覧ください。

小童研修センターは昭和55年2月に竣工し、40年が経過しております。敷地は市有地で、鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ床面積366.67平米、甲奴町振興協議会連合会が管理をしております。

次に、宇賀研修センター、昭和55年3月に竣工し、40年が経過をしております。敷地は市有地で、鉄骨造、平屋建て、延べ床面積327平米です。現在、甲奴支所が管理をしております。

次に、上川研修センター、昭和56年9月に竣工し、39年が経過をしております。敷地は市有地で、鉄骨造、平屋建て、延べ床面積297.25平米です。甲奴町振興協議会連合会が管理をしております。

説明は以上です。御審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○保実委員長 では、質疑をお願いします。

竹原委員。

○竹原委員 それぞれの今後の用途ですよ。管理はそれぞれでしょうけど、さっきもそうじゃけど、今後の建物の管理計画というか、壊したり、廃止したり、譲渡したりする予定があるんですか。地元の人はもちろんオーケーしてついででしょうけど、どういうふうこれらの用途を、用がなくなって、方向性があるのか、どういう方向があるのかというのをちょっと教えてください。

○保実委員長 行政課長。

○行政農政課長 今回提案させていただいておる施設のうち、小童集会施設と上川集会施設については、コミュニティセンターとして現在利用されております。指定管理も甲奴町の協議会が請け負っておられますので、引き続きコミュニティセンターとして利用される予定です。宇賀については、現在も、設管条例はありませんが、甲奴支所が所管をしております、消防格納庫として利用されておりますので、引き続き消防格納庫として利用される予定です。上川も、上川コミュニティセンターとして引き続き予定されております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 有田・福田構造改善センターだけ残るんですか。何でこれは残るんですか。

○保実委員長 行政課長。

○行政農政課長 有田・福田構造改善センターについては、地域集会所として、地元譲渡に向けて、甲奴支所を中心に、我々農政課も一緒ですが、協議をしておる最中でございますが、何分にもコミュニティセンター的な要素が強いということで、方向性について、地元と協議をしとる最中でございます。

○保実委員長 ほかに。

掛田委員。

○掛田委員 ですから、議案第40号も、考え方としては、先ほどの第39号と全く同じような捉え方でよろしいわけですね。

○保実委員長 行政課長。

○行政農政課長 第40号につきましては、地元施設を譲渡するというものではございません。先ほどの39号と同じように、現在の施設の利用者に、引き続き同じ用途として利用していただくものでありまして、設管条例については、この設管条例に基づく目的の用途がなくなったということで、御提案をさせていただいております。

○保実委員長 ほかに。

副委員長。

○杉原副委員長 関連で。小童と上川は地域振興部所管になって、宇賀研修センターは危機管理監が所管みたいな感じになるということでもよろしいのでしょうか。地元譲渡じゃないということですよ、小童と上川も。

○保実委員長 行政課長。

○行政農政課長 そのとおりでございます。

○保実委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第40号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第41号、三次市広島ふるさと村設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 議案第41号、三次市広島ふるさと村設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、指定管理施設の利用に係る料金の上限額の変更に伴い、関係条例である三次市広島ふるさと村設置及び管理条例ほか6条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表のファイルを御覧いただければと思います。

今回、利用料の上限額を変更する施設は、宿泊を伴う指定管理施設で、第1条が三和町の広島ふるさと村。2ページ目の第2条、健康ふれあい施設の君田温泉。3ページ目が第3条、自然資源地域農産物等活用型交流促進施設、これは君田温泉のコテージ四季の家。4ページ目になります。第

4条が吉舎とみしの里。5ページ目になります。第5条、江の川カヌー公園さくぎ。飛びまして8ページ、第6条、林業総合センター、これは君田温泉のなごみ館になります。同じく8ページの第7条、甲奴いこいの森弘法山。以上の7施設の、主には宿泊料、研修室、入浴料、備品等の利用料の上限額を変更するものでございます。

各施設の概要につきましては添付のファイルを、資料を御覧いただければと思いますが、説明については割愛をさせていただきます。

今回のそれぞれの施設の利用料の改正につきましては、これまで、主には消費税改正時に、その増税分を上乗せした料金改正を行ってきたところですが、コロナの影響におきまして、各指定管理者が、今後、経営の向上に向けて繁忙期、閑散期など、状況に応じて、一定の料金幅の中で指定管理者の判断により対応ができるよう、利用料金の改正を行おうとするものでございます。

また、現在の利用料金等を引き上げる際には、事前に市の承認を得る手続が必要になってまいります。

説明は以上でございます。御審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○保実委員長 では、質疑をお願いします。

重信委員。

○重信委員 7施設もあって、三和町のふるさと村に関して、限定で質問させていただきます。

利用減から料金高騰になったのか。

それと、やっぱりコロナの影響もあってお客様が減っていった、そして、指定管理者の人とも話をしたんですけども、やはり自力で稼ぐ力を持っていかなきゃいけないという御意見も聞きましたし、そういう指定管理者への指導等はどうされていかれるのか。そして、近年の利用状況をお知らせください。3点でございます。

○保実委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 今回、利用料の改正につきまして、宿泊施設、それぞれ御意向なり状況を聞かせていただきました。その中で、やはりコロナの影響で宿泊施設、厳しい状況にあるということで、料金の改定というのを望まれるところもありますし、上げることによって、お客さんが減るのではなかろうかというような、反面、そういった心配をされているところもあるので、一定の幅を持たせていただいて、その中で指定管理者がその情勢に応じて変更ができるという柔軟な対応をさせていただこうということで、今回提案をさせていただきました。実際に料金を改定するといった場合は、事前に市のほうに承認を得るという手続が必要なので、またどういう計画をされていくのかといったところは、指定管理者と十分に協議を行いながら、料金改定についても承認をしていくという考え方でおります。

○保実委員長 山西商工観光課長。

○山西商工観光課長 広島ふるさと村ということで御質問いただいておりますので、広島ふるさと村の令和元年度の利用状況のほうを御説明させていただきますと、1年間で404人御利用を頂いております。コロナの中で、これがかなり減っているところもございます。やはり利用状況を見ますと、4月から夏にかけてが、いわゆる繁忙期と言われるところ、ここは非常に御利用いただけると

ころではあるんですが、冬場になった1月とか2月になるとかなり落ち込みます。こういったところ、利用料金を変更することによって、しっかり稼げるときと言ったらおかしいですけども、利用いただけるときには利用料を確保いただき、閑散期と言われる中で、利用料金を下げることによって利用者がまた増えるような取組につなげればということで、今回御提案をさせていただいておるものでございます。

○保実委員長 ほかに。

掛田委員。

○掛田委員 指定管理施設のことについては、ちょっと私も不勉強なところがありまして、教えていただければと思うんですが、本当にコロナ禍というところで、従来のビジネスモデルというものが、本当にやっていけるのかどうかというのがとても心配で、危惧しておりまして、ある程度の自由、裁量を持たせるということは、私もいいと思っておりますが、経営状況、こういったものについて、例えば中間決算みたいなものの提出を求めるといこととか、あるいは所管の担当の方が行ってヒアリングをするとか、そういうことというのは今まであったんですかね。全くもう、お願いしますということで、お願いされて、やられていたのかどうなのかということですね。この辺り、少し聞かせていただきたいということと、4月1日から指定管理、また更新される形になっていこうと思うんですが、これからゼロコロナということも、この前、議会でもお話はあったんですが、そうはいつでも、なかなか収束の気配というのが、また見通しができない中で、この辺りのことを考えると、さっきの話に戻るんですけども、ちょっと長期戦で考えていかなきゃいけないということもあって、先ほどお話ししたようなヒアリングであるとか、あるいは中間決算のようなものに対する取組、そういったものが今までどうだったのか、あるいは、これからそういったものが必要なのかどうか、その辺り、少しお考えを聞かせていただければと思うんですが。

○保実委員長 山西課長。

○山西商工観光課長 今までは、どちらかというところ、確かに年度当初に事業計画をお示しいただいて、年度が終わりまして、決算で御報告いただく、実績報告を頂くというのが大きな流れではありました。もちろんその間にもいろいろと管理者の方と御相談なりはさせていただくことはありましたが、今年度、特にコロナ禍が大きくなりまして、昨年の春に利用を止めていただいたりというような中で、上期の利用状況をお聞かせいただいたりとか、また、売上額等もお聞きする中で、いろいろと経営について、我々も経営のプロではないところもございまして、なかなか明確な指導というところではないんですが、やはり経営が立ち行かなくならないようには気をつけていながら、情報を頂きながら、過ごさせていただいた1年ではあったというふうに思っております。これについてはもちろん、今、委員おっしゃっていただいたように、4月からまだまだコロナ禍が続いていくことではございまして、引き続き指定管理者の方とは相談、協議を重ねながら、施設の経営、管理に努めていただくようにしていきたいというふうに思っております。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 ありがとうございます。私も、指定管理施設もコロナ禍の中で、どこまで体力がもつのかとか、やっぱり足腰の強い経営というものをしていかなきゃいけないということは、本当に当

該事業所の方がお分かりだとは思いますが、なかなか外的要因というのが、そういう状況がありましたものですから、お尋ねさせていただきましたので、ぜひいろんなところでサポートをしていただければと思いますので、また引き続きしっかり対応していただければと思います。

以上です。

○保実委員長 ほか。

山田委員。

○山田委員 たくさんの施設があるので、施設によりけりになるとは思いますが、数字を見ると、ほとんど約1.5倍から2倍ぐらいの金額の増加ということで、中には、この資料に、地元利用の場合とそうじゃない場合という、料金の差をつけられている施設もありますけれども、地元利用する、例えば会議室とか入浴とかというところで、地元の方が再々行くところがそれぐらいの金額の値上げとなると、先ほど言われていたように、やっぱりお客さんが減るんじゃないかというような懸念もされると思います。そういったことに対して、している施設、していない施設があるんですが、やはりできる限りそこら辺、もっと細かくやるべきじゃないかと思うんですけど、そんな協議というか、話し合いとかいうのはあつてのこういう金額なんでしょうか。話があつたなら、ちょっと教えていただければ。

○保実委員長 山西課長。

○山西商工観光課長 まず、今回お示しさせていただいている金額は上限額ということで、この幅の中で運営をさせていただくというもので、まずこれをいきなり上げようというふうに、やはり指定管理者の方も思っておられません。ただ、やはり再々、上限額を変更すると、条例を変えていくということはなかなか難しいといいますが、簡単ではございませんし、その間によって、運営がまた滞るところもあつてはいけないので、今は幅を持たせて上限額を設定させてもらっています。全ての施設をそれぞれ一様に上げるということでもございませんので、委員おっしゃっていただいたように、やはり市民のところを据え置きながら、市外のところを上げるとか、そういった運用のところも、また管理者の方と御相談していただく中で決めさせていただくことになろうかと思いません。

また、この条例が施行されて、いきなりその日からすぐ上げるということに、やはり利用者もあつてのことですから、周知期間というものは設けていただくように、これは管理者の方とも既にお話しておりますので、今すぐ、それぞれの施設がいつからかというところまではまだ話ができておりませんが、そこにはトラブルといいますが、利用される方に不自由がないように、時期を見ながら、また判断をしていくようになろうかというふうには思っております。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。今ちょっとおっしゃいましたけど、ターゲットをどこに持っていくかというのが非常に大切だと思うんですよ。先ほど、やっぱり夏頃ぐらいに集客が多いからというものもありますけど、コロナの動きによっては、やはりコロナ明けというのがかなりポイントになってくると思います。今、あまり話ができてないという話でしたけれども、ぜひともその辺りをしっかりと話していただいて、例えば、先ほどもおっしゃいましたけど、施設ごとの集客の、あと、特に



は市内のお客さんが多いのかとか、あと、外から来ている人が何人いるのかとか、そういった細かい話合いとかというの、もしされていたら教えてほしいんですけど、されてなかったら、ぜひともそこまで踏み込んで話をさせていただければと思います。

○保実委員長 山西課長。

○山西商工観光課長 具体的話になりますと、君田健康ふれあい施設、君田温泉森の泉については、やはり宿泊というのは市外の方が多ございます。今でも、平日であるとか連休前のところについては、今の現状の上限額の中で差はつけておられる、料金設定もしてございますが、やはり今の上限額で運用されると、今の変動制を取り入れられている旅館とかホテルの中でいうと、もう少しやはり自由度が欲しいなというお声も頂いていますので、これは本当に施設によって、コテージとかのように合宿とかで複数日泊まれることが多い施設とか、先ほどの君田温泉のように1泊とか2泊が多い、しかも市外の方が多い、そういうところについては、本当に時期というよりも曜日とか、それこそゴールデンウィークであるとか、お盆であるとかというような、そんな短期の集中の中でも料金の変動ということができないだろうかということは、もう既に入れられておるところもあるんですけども、その中で、今後も料金を考えていきたいということはおっしゃっていただいていますので、そこについては、もちろん運営のところ、それぞれの取締役会等で御議論いただいて、最後、承認ということではあるんですが、市もそこは情報を密にさせていただきながら、協力していきたいというふうに思っております。

○保実委員長 ほかにありませんか。

月橋委員。

○月橋委員 同僚議員も先ほどからちょっとお話ししているんですけども、実際のところ、料金の幅があつて、今、安過ぎるというのもあつたと思うんですけども、幅があつて、経営者の方に料金設定を任せるといいことだというふうに思うところもありますけれども、実際にコロナの影響もありまして、相当打撃を食らって、税金を投入したというの、実際に君田なんかはありましたので、補填もしていますので、今後の経営状態をやはりしっかりと、料金設定というのはかなり大事なことだと思うので、キャンプなんかは今ブームになっていますし、ただ、高いと本当によそへ行こうかということにもなりかねないので、今年、この1年がすごい大事な時期になってくると思うんです。合宿、キャンプ、盛り上がってくると思いますから、しっかりと経営指導をしていただきたいと思うんですけども、その辺はどのようにお考えか、ちょっとお聞きます。

○保実委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 それぞれ指定管理施設、市のほうが取締役とか、そういう役についている指定管理施設もございまして、そうでない施設もありますけど、やはり先ほど来、言っておりますように、定期的な経営状況の把握、これはしていく必要があろうかと思えます。取締役会に参加がない施設については、やはり定期的に指定管理者と、経営状況はどうかといったところも含めて、この1年は本当に回数とか協議の内容、そこらも含めて密にしていく必要が、特にこの1年は大切であろうというふうに思えます。そういったところで、担当課も一緒に指定管理者と協議をしていく、そういったところを特に強固にしていきたいというふうに思えます。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 この施設、出ているところ全ていい施設ですし、やっぱりこの施設があることによって、いろんなところから訪れる方も多いですし、地元の方も使うようなことも実際に起こっているもので、やっぱりなくしてほしくないというのがありますので、しっかりその辺を指導というか、経営のほうを見ていただきたいと思います。要望です。

○保実委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第41号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第42号、三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

中廣部長。

○中廣産業振興部長 議案第42号、三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、施設の老朽化により施設利用をやめることから、共同福祉施設としての利用に供することがなくなるため、関係条例である三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止しようとするものです。

施設の概要につきましては、添付ファイルに資料を載せておりますので、御覧ください。

甲奴共同福祉施設は昭和58年3月に竣工し、37年が経過しております。敷地は市有地で、鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ床面積593.25平米でございます。この施設は、三次広域商工会甲奴支所の事務所として利用しておりますが、老朽化等により使用を中止し、今度、市の甲奴支所の2階へ移転する予定でございます。

説明は以上でございます。御審査の上、御承認いただきますようよろしく願いいたします。

○保実委員長 それでは、質疑をお願いいたします。

月橋委員。

○月橋委員 商工会で使っていて、支所のほうに商工会が移動するということは、説明のほうで聞かせていただいております。建物自体、使わなくなるということだと思んですけども、駐車場のほうは今後も使えるのかどうか。カーター通り駅なんかでイベントが行われるんですけど、やっぱり駐車場としてここが使えたらなというふうに思うんですけども、その辺はどうお考えですか。

○保実委員長 山西課長。

○山西商工観光課長 条例を廃止しました後も、普通財産として、施設としては残っていきますので、全て何も管理しないということになるわけではございませんので、また地元の方のそういった御利用にどこまで配慮できるかというところについては、今後ちょっと検討させていただきたいとか、できるだけ地元の意向に沿った形で管理をしていけるような方向を探っていきたいというふうには思います。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 もう一回確認なんですけど、建物の出入りというのは、今後の利用が決まれば使うし、何も利用しないということになれば閉めておくしということになりますか。お伺いします。

○保実委員長 山西課長。

○山西商工観光課長 普通財産として、甲奴支所のほうへ広域商工会が移転といいますか、引っ越しをしますけれども、実際全てのそこにあるものがこれを機にできるかという、やはり難しいところもあります。そこについては、引き続き物が、備品等が残っている場合、そういったもの、どうしても使用するときなどは、片づけであるときの段階では、人の出入りということは想定はしておるんですけれども、いわゆる貸室であるとか、そういったことでの御利用ということについては、もう閉鎖をさせていただくつもりでございます。

今後については、三次市の公共施設等総合管理計画に基づき、解体であるとかというようなところも視野に入れて、管理をしていくようになるかというふうに思います。

○保実委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ほかにないようですので、以上で第42号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第43号、三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 議案第43号、三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、情報サービス産業などの事業所の設置を促進することを目的として、関係条例である三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正しようとするものです。

この条例によりまして、進出企業の家賃や通信回線経費、雇用奨励金の支援を行うものですが、広島県の地域活力創出型オフィス誘致促進助成金として、市と同額の県の補助金が適用されます。このたび、県のこの助成金の期間が5年間延長されるということから、本市におきましても同様に5年間延長しようとするものでございます。

説明は以上でございます。御審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○保実委員長 では、質疑をお願いします。

竹原委員。

○竹原委員 立地促進条例で、実績がどうなのかというの、今後の見通しというのはどうなの。

○保実委員長 山西課長。

○山西商工観光課長 本条例は、平成29年4月1日から施行しておりますけれども、奨励金の交付について、現在のところ、実績は出ていないという状況になっております。

今後の利用の見込みというところでございますけれども、現在、働き方改革の推進であるとか、テレワークの普及ということで、地方への企業の進出ということが大きく見直されておりますとい

うか、企業が増えている状況もございます。そういった機会を捉えて、本市も積極的にこういった制度を活用いただけるように、企業誘致に努めていきたいというふうに思っております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 何で実績がないというか、結構有利なんだろうと思うんですが、何でないという分析をしとるんですか。

○保実委員長 山西課長。

○山西商工観光課長 立地を、進出される企業については、やはり広島市とか、広島市に近いところでの進出というところが多いということは、県の補助と連動しておりますので、県のほうに確認しましても、やはりそういった動きがあると。ただ、先ほど申しましたように、今、里山であるというような土地へ目が向いておるといふところもございます。昨年度1件、実は御相談もありまして、ちょっと動きがあったところではあるんですが、人材確保のところ、やはりなかなか進出にまでは至らなかったということもございます。やはり人材の確保のところ、1つ、課題ではあるかというふうに我々も考えておるところでございます。

本年度について、これはまだどうなるか分かりませんが、ちょっと御相談等、決して何もこれについてというか、こういった誘致についてお話がないわけではない、制度を使われた実績としてはゼロなんですけれども、引き続きお問合せは頂く中で、もちろん制度の御紹介をさせていただいていますし、まず、何より三次に立地するという魅力のところを感じていただけるように努めておるところでございます。

○保実委員長 杉原副委員長。

○杉原副委員長 先ほど説明の中で、一瞬、広島県との話があったじゃないですか。この条例の附則のところ、他制度との調整ということで、国、県、市が行う制度に基づく措置とこの条例に基づく措置とが重複して適用される場合は、この条例の適用については、市長が別に定めるといふことなんですけれども、広島県から2分の1もらえて、三次市も2分の1もらえて、最初の期間、補助率2分の1、2分の1で家賃ゼロ円とかにもなり得るといふことなんですよね。

○保実委員長 山西課長。

○山西商工観光課長 おっしゃっていただいたとおり、実質10分の10の補助になるという制度でございます。

○保実委員長 ほかに。

掛田委員。

○掛田委員 今後も情報サービス産業などの事業所の設置を促進する目的ということで、あらかじめ話というか、内容を聞かせていただいているんですけど、ある程度この施策に対する考え方というのはお持ちだと私は思うんです。「誰でもが誰も」といふことわざがあるんですが、誰でもいいから来てくださいと言ふと、結局誰も来ないという話で、ある程度やっぱりターゲットというか、こういう企業さんに来てもらいたいとか、買っていただきたいみたいな、そういうのをやはりイメージされていると思うんですね。私が頂いた資料でいくと、今後も情報サービス産業などの事業所の設置をということを聞いておまして、具体的にこういう企業さんに利用してもらいたいとか、

来てもらいたいとかいうような、そういうものはあるんですかね。特にもう、そこはざっくり、これを利用したいんだったら来てもらってもいいですというぐらいの、そういうようなものなんですかね。

○保実委員長 山西課長。

○山西商工観光課長 まず、この条例にもございますように、情報サービス系、インターネットの付随サービスといったことであるとかコールセンター、そういったものが一応挙げさせていただいておる事業ではございます。さきの一般質問の中でも、お試しオフィス整備に関連して御質問を頂いたときにも少し御説明をさせていただきましたけれども、やはり本市の地理的な優位性でありますとか、ターゲットを中国地方を中心に持っておられるというようなところと、これ、情報なので、もちろん場所を選ばないというところもございますけれども、そういったところと併せながら、やはりターゲットについては設定していきたいというふうに思っています。

ただ、やはり我々が思わぬところからお声がけを頂くというところもございますので、そういったときについては、市の空き物件等もリスト化をしながら、御紹介に努めておるところでございますので、そういった意味では、ここでないといけないというところまでは思っていないところでございます。

○保実委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第43号に対する質疑を終結いたします。

産業振興部の皆さん、ありがとうございました。

ここで一旦休憩をいたします。室内の換気のための休憩でございます。再開は11時5分といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○保実委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第23号、三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

坂井建設部長。

○坂井建設部長 おはようございます。それでは、議案第23号、三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例(案)について御説明させていただきます。

畠敷・願万寺地区においては、現在、国、それから県、市の3者が連携して内水対策事業を推進しているところでございますが、当地区では、今後も宅地開発等が行われることが想定されております。市街化の進展と住宅の浸水被害の軽減を両立させるためには、地域と連携した土地利用に関するルールづくりが必要であり、本案は、必要となる条例を整備しようとするものでございます。

その内容は、内水氾濫による家屋の床上浸水被害の防止を図ることを目的として、区域内における建築行為、それから開発行為に対して、居室の床面の高さを一定以上とすること、それから雨水流出抑制施設を設置すること等を求めることを規定しようとするものでございます。

なお、これらの住宅の浸水対策の実施を求める区域及び規模、それから居室の床面の高さ等については、施行規則及び関連告知で定めることとしております。

以上で説明を終わります。御審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○保実委員長 それでは、質疑をお願いします。ありませんか。

竹原委員。

○竹原委員 貯留池のもこれでいいんかいな。貯留地も併せて。具体的にはここじゃないのかもしれないけど、貯留池の、昨日、山田委員が聞いたように、国の強靱化対策で、100%使えるのがあるじゃないですか。あれは全然、貯留池を造るときには対象にならんのですかね。検討もしとらん。

○保実委員長 白石課長。

○白石建設部付課長 貯留池の整備に係る助成というか、財源ですけども、先ほど委員がおっしゃいましたように、緊急自然災害対策に関する地方債を活用しまして100%の起債、それから70%の交付税措置ということになっておりますので、今整備しようとしております貯留施設、きりりの前の貯留施設については、そちらを活用することとしております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 100%使えるんなら、計画書の出し方もあるんじゃないけど、要望が出るとように、上のほうへ駐車場みたいに、一定の高さのものを造るとするのは駄目なの。認めんのですか、国が。

○保実委員長 白石課長。

○白石建設部付課長 今回整備するのは、いわゆる治水に係る事業ということで国に申請をして、先ほどの地方債を認めてもらっているというところです。これまでも御説明させていただいているとおり、上に駐車場を設けるとかいうことは避難に関わるということになりまして、またちょっと治水とは事業が違うということです。

それから、これまでも御説明させていただいておりますが、国、県、市で一体となっていく内水対策で、あの辺り、道路の冠水は防げるということになっておりまして、車を避難させる必要性が今のところないかなというふうに思っておりますので、今やるべきことに対して国の助成等を活用して、効果的、効率的に事業を進めようと思っております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 国の方針を見たら、いいかげんなことを国も書くんじゃないけど、防災・減災というわけよね。災害を防いだり、災害をなるべく減らすようにするためには、やっぱり今言う直接のことだけじゃなくて、市民の安全・安心ということになれば、そういうところやね。減災じゃ、防災じゃというところへもシフトを変えとかんと、やっぱり地元の人には不安なわけよ。じゃけえ、それはその要望にしっかり応えていかないけんのではないかな。今後検討してくれるんじゃないけど、せつかく100%充当しますよというて国が言いよるこっちゃけえ、使えりゃあ、使うたほうがええなというふうに前々から思いよったんじゃないけど、ぜひとも検討してもらいたいなというふうに。国の裁量やけん、国を接待せにゃいけんのか分からん、わしらも7万5,000円で。そしたら、「うん」と言うてくれるのかもしれないが、ちゃんと国も防災・減災と書いとるんじゃないけえ、書いてあるとお

のことをしてくれりゃええなというふうに思うけど。難しいけんね。三次市が接待するわけにはいかんしね。

○保実委員長 ほかに。

山田委員。

○山田委員 全体的な話になるんですけども、畠敷・願万寺地区は住宅が新しく建っていますので、水路ですよ。農業用水であろうが、生活排水であろうが、水路の規模が恐らく町規模に合っていないんじゃないかなと思います。なので、ちょっとした雨が降っても、結構水路があふれて、低いところへ流れ出る、特に低いところって、畑なんか結構低い場所になって、畑が池になっているという景色が多いです。今回の土地利用規制なんかをすると、当然水路に流れ出る水が増えることとなると思いますので、そういった農家の方たちへの被害はかなりもっとひどくなるんじゃないかなと思うんですが、そういったところは何かお考えがあつての今回のことなんでしょうか。お願いします。

○保実委員長 白石課長。

○白石建設部付課長 今回、畠敷・願万寺地区につきましては、国、県、市が一体となって対策を行って、内水被害を軽減するという事です。水路の規模が小さいというところもありますが、それも含めて、内水の浸水を抑えるということです。今回の取組の目標につきましては、まずは命を守るというところ、一番守るべきところから対策を行っていくということで、住居の床上浸水を防ぐというところをまずはめざしていきたいと考えております。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 まずは命を守るという話なんですけれど、確かにそれによって救われる方々も生まれますと。でも、それによってひどくなる方々はさらに命の危険が、要は、水はようけ来るようになるわけですから。やっぱりそういう不利益を被る方々にしっかりとしたフォローをして進めていかないと、みんなが命を守られないというか、そこら辺、そういう両方の対策をしながら進めないとしんどいんじゃないかなと思うんですけど、やはりそっちへの対策というのは考えていただいたほうがいいと思います。要望です。

○保実委員長 坂井部長。

○坂井建設部長 昨日も一般質問のところで答弁させていただきましたけども、今回、国、それから県、市で、3者で連携して畠敷・願万寺地区の内水対策をやるということで、ひどくなるというよりも、昨日も申し上げましたけども、浸水した家屋の8割が浸水解消になるということになります。ですから、今回、この土地利用の条例を制定することによって、悪くなるということはないと思います。むしろ、どこが浸水する区域ですよというのを告示によって示させていただきますし、新たにあえてそこに造られるという方は、この高さ以上に床面を設定していただければ、床上浸水とか、そういった浸水を防げるということも皆さんに周知することができますので、そういった面では、ひどくなるということはないと思います。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 私は、議案23号のところの条文についてお尋ねをさせていただきます。

これを見ますと、第5条の第1項及び第2項を受けて第6条があり、また、第6条を受けて第7条があるというような流れになっていると思うんですが、第7条の、市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る浸水対策について、必要な助言及び指導を行うことができる、この条文を見ていると、ここが最後のガードというか、そういうようなイメージというか、そういう捉え方もできるんですが、これ、具体的にどういうことが発生したときに、どのように市長が助言をする、あるいは指導するというようなものになるのか。少しその辺りの具体的な事例というものがありませんでしたら、御紹介いただければと思います。

○保実委員長 白石課長。

○白石建設部付課長 今回、この条例によりまして、浸水対策を求めるということになっております。第6条のほうで届出を行ってくるんですが、第7条で、市長がそれに対して助言と指導を行うということになっております。助言につきましては、こういった浸水対策をしますよというのが届出のほうに記載されているんですけども、それよりももっとこういうほうがいいんじゃないですかと、こういうほうがもっと安全じゃないですかということをお伝えする、助言するというのが、市長が行う助言です。それから、指導ということにつきましては、そういった浸水対策が、こちらが求めている基準に達していないということに対して、市長、関連部署がそれに対して、こういうふうにすべきというふうにお伝えするというところを行っていきと考えております。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 ですから、そういう想定の人ばかりではないということで、こちらのほうで、この人には適切な助言なり指導が必要だというケースがあったときに行うという、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○保実委員長 白石課長。

○白石建設部付課長 委員おっしゃるとおりです。

○保実委員長 重信委員。

○重信委員 本日お示しの資料の中で、助成制度のところなんですが、今のところ、検討中と書いてあるんですけども、今時点で、本日時点で分かっていることがもしあれば、ピオネットを見ておられる市民の方もおられますので、お示しをよろしくお願いします。

○保実委員長 白石課長。

○白石建設部付課長 今回行っていただく浸水対策のうち、雨水流出抑制施設の設置につきましては、市民の方の負担も当然かかってきますので、また、あと市としては、できるだけこれを推進したいという意味も込めまして、補助制度を整備することとしております。

今、内容につきましては検討中ですが、材料費、もしくは設置費の合計額の2分の1、もしくは3分の2程度の補助、また、上限を決めまして、そういったことを皆様に補助したいというふうに思っております。

○保実委員長 重信委員。

○重信委員 この事業は、どうしてもオール三次で取り組んでいかなければならないので、畠敷地区の皆さん、願万寺地区の皆さんに不利益にならないようにしていただくことを要望して終わります。



す。

○保実委員長 ほかにも。

竹原委員。

○竹原委員 既存の土地、建物所有者による浸水対策で、既存の土地、建物所有者へ施設の設置を求めますというて、努力義務ですが、これも補助金が出るんよね。既存の、もう建つとって、例えば大きな建物があるじゃないですか。そこらへ設置したら、どの程度、今言う補助金が出るのかというのね。大きい建物やら、大きい駐車場を持つとる人は、なるべく貯留施設を造ってもらえんじゃろうと思うんで、補助金などもたくさん出してあげたほうがええんかなというふうに思いますが、その辺りの見解はどうですか。

○保実委員長 白石課長。

○白石建設部付課長 今検討しております補助制度につきましては、これから家を建てられる方だけではなくて、先ほど努力義務としている、今の既存の建物の所有者の方に対しても、設置される場合は、同様に補助金をお出しすることを考えております。

大きさににつきましては、これから新しく建てられる方と同様の考え方で、今考えている中では、100リットル以上のものを設置してくださいというふうにお願いをしまして、それに対して、先ほど申し上げました設置費用の2分の1から3分の2程度の、また、上限額を設けた形で補助制度を検討しているところです。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 大きい建物があるじゃない。建物やら、大きい駐車場を持つとるところがあるじゃないですか。そこへの補助というか、助成というか、それは考えとらん。今、これは個人の建物みたいな雰囲気よね。100リットルとかいう、ますやら貯留タンクなどは。もっと大きな、例えば貯留施設を造ってもらえればええんじゃないかなというふうに思いますが、そこはどがなんですか。

○保実委員長 白石課長。

○白石建設部付課長 今、委員がおっしゃられたのは、個人の住宅というよりも店舗とか、そういった大きな施設だと思われませんが、店舗につきましては、今、都市計画法上、開発の届出をした段階で、そこから発生する、流出する雨水等につきましては、下流に影響がないようにというのが開発の許可の基準となっておりますので、そういった措置が行われているものというふうに考えておりまして、特に大きい店舗等の施設だから、改めて別の制度を設けるということは考えておりません。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 今、結構大きな建物がこの地域はたくさんあるんで、そこにはもう貯留タンクみたいなものが基本的にはあるということですか。そういう、大雨のときに流れ出る水の規制というか、それまではもうしてあるということ。

○保実委員長 白石課長。

○白石建設部付課長 貯留タンクがあるかどうかということにつきましては、全て把握しているわけではございませんが、三次市でいいますと、3,000平方メートル以上の開発行為を行う際には、

そこから出る水が下流の河川、もしくは水路に影響がないかということ、河川とか水路の管理者と協議するということになっておりますので、制度にのっとって、訂正な措置が図られているというふうに考えております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 1回点検してもろときゃいいね。そこから流れる、舗装しとところが川みたいになってから流れるじゃないですか。そういう手だてがしてあるように思えんすよね、見ようて。その土地の、例えば店の駐車場の水がどこかへ行って、貯留するというような雰囲気はどうも見えんけど。また確認をして、教えてください。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 今の話に関連するんですけども、貯水タンクを設置することによって、補助するということは、予定が立てられているのかなと思うんですが、大体どれぐらいの人がつけてくれるだろうなど、努力義務ということなんで、つけなければならないものじゃないんで、しかも、手出し半分要ると、場所も取ると、1個つけても、これは大した意味がないだろうというように思われる方が多い中、果たして何個ぐらいのものが設置されて、例えば合計で何リットルの水がそこへたまりますよと、そんな積算とかはされて、やっぺらっぺらいますか。お願いします。

○保実委員長 白石課長。

○白石建設部付課長 貯留タンクにつきましては、こちらの想定では最低でも100リットルということで、例えば造成して埋め立てた容量とイコールになるわけではございませんが、来年度予算のほうにも補助の関係を要求させていただいておりますけども、そちらにつきましては、これまでの畠敷町の住宅の建築につきましては、畠敷町ですが、大体年間20件程度建っているといったところです。そういったところを参考にして、今の令和3年度の予算のほうには計上させていただいております。

それから、あと、この制度につきましては、今、畠敷・願万寺に住まれている方、それから、これから住んでこようと、そこへ住もうと思われている方に対して、あそこの地区のリスクの状況を先に分かっておいていただいて、安全な避難行動も適正に取っていただくということ、そういった理解促進も含めて、制度として考えているところです。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 今おっしゃることは分かったんですけど、やっぱりどれぐらいの効果があるというのをはっきり明確にさせていただいたほうが、つけないといけないなという方も増えると思いますので、その辺りの説明も十分地域に、今おっしゃったように、意識づけの意味も込めて、していただければと思います。要望です。

○保実委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第23号に対する質疑を終結いたします。

ここで説明員の席が入れ替わりますので、いましばらくお待ちください。

次に、議案第44号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

坂井建設部長。

○坂井建設部長 それでは、議案第44号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

近年、建築物のエネルギー消費が著しく増加しているということから、平成28年度に施行された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、建築物省エネ法でございますけれども、2,000平米以上の大規模な非住宅建築物は、省エネ基準への適合義務が課せられておりました。このたび、令和元年5月の法改正を受けまして、本年4月1日から中規模、300平米以上2,000平米未満の非住宅建築物についても、省エネ基準への適合義務が課せられることとなります。それに伴いまして、三次市が所管する規模の建築物について、新たに審査事務が発生するため、エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を新設するものでございます。

手数料徴収条例の第2条第8号の2の表ですけれども、種別1に当たるところ、左側に種別というのがあると思っておりますけれども、種別1のところはその部分でございます。

それから、また、同法に係るほかの審査事務、同じく種別2以降につきましては、今回、国の示した歩掛かりに直近の職員単価を乗じて算出しておりまして、手数料の額を変更しております。御審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○保実委員長 では、質疑をお願いいたします。

掛田委員。

○掛田委員 ですから、これは省エネ法の改正に基づいた、いわゆる上位法の改正に基づく市の条例変更という捉え方でよろしいのでしょうか。

そしたら、手数料につきましては、これもあらかじめ定められた金額ということで、ちょっと深い意味をいえば、徴収料の金額というのは、何か根拠があつてのこの金額になっているのか、この2点だけお尋ねします。

○保実委員長 大前課長。

○大前都市建築課長 先ほど質問の件でございますけれども、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる省エネ法でございますけれども、こちらが改正になりまして、先ほど部長のほうから説明がありましたとおり、中規模の建物について、従前は届出義務ということで、届出を受理するだけでよかったものが、今回、適合義務が発生したということで、その適合の状況について審査をする事務が新たに発生いたしました。そのことにつきまして、手数料の徴収を新たに規定するというものでございます。

こちらに定めております手数料につきましては、国のほうから示されました標準的な事務処理時間、これに三次市の標準的な労務単価を掛けまして算出しております。ですから、三次市の定めておる金額と他市町で定められておる金額については若干の差異があるということでございますが、三次市において、標準処理時間に職員の労務単価を掛けて算出した金額ということでございます。

○保実委員長 ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 建て売り住宅大手事業者などなどというて、あるんじゃないけど、これは三次市、どのぐらい関係というか、手数料がどのぐらい入るのかというて、件数がどのぐらいあるの。この規制でいくのかというのが、試算とかいうのがあるんですか。

○保実委員長 大前課長。

○大前都市建築課長 今回定められました中規模の建物、300平米以上2,000平米未満の住宅以外の建築物ということになりまして、三次市が所管しております建築物としては、具体的には300平米を超えて500平米以下の木造の2階建て以下の建築物ということになりまして、具体的には工場でありますとか事務所というようなことでございますけども、住宅については届出ということございまして、今までの状況から申しますと、年間四、五件の住宅、いわゆる長屋ですね。長屋の届出はございますけども、現在のところ、今回、新たに適合義務が課されました工場でありますとか事務所というものについては、近々のところでは実績がないということでございます。

○竹原委員 今までの実績はないんですか、今までは。

○保実委員長 大前課長。

○大前都市建築課長 現在のところ、省エネ法が適合になりましてから、実績はないということでございます。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 この表の下の中にある建て売り住宅とか賃貸アパートとか、省エネに適合しなさいよというて、指導が入るとるんだらうけど、これに対してはどうなの。ここも手数料をもらうということですか。

○保実委員長 大前課長。

○大前都市建築課長 こちらのほうは、国のほうで定められておりまして、住宅大手で住宅の供給量が多い業者、そういうものについてはトップランナー基準ということで、最新の基準に適合したものを造りなさいということで、これは審査の対象ということではなく、国のほうが定めておりまして、そういう基準に適合することをメーカーのほうに求めておるといものでありまして、市のほうで審査の対象になるものではございません。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 市内を見よると、賃貸アパートが次々建ちよるじゃないですか。そこをやっぱり、できるんなら、こうして省エネのいろんな措置ですか、省エネ向上のための屋根とか窓とか様々、断熱材とかいうのをしなさいというて、基本的には指導はできんということ、三次市とすれば。

○保実委員長 大前課長。

○大前都市建築課長 先ほど申しましたように、住宅について、マンションとか共同住宅とかアパートにつきましては、現在のところ、適合義務ではなくて届出ということになっておりまして、先ほど申しましたように、長屋というような物件が三次市のほうにも年間四、五件の届出がございまして、大手のメーカーさんの物件ということで、内容については適合となつとるものが計画として提出をされとるということでございまして、適合してない場合には、監督、行政庁として指示とか命令とかいうようなことで、適合を求めるといこともできるようになっておりますが、現在のところ

ろ、提出いただいとるものについて、そういうことを行ったことはございません。一応適合したものが提出されとるということでございます。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 これを見ると、やっぱりエネルギーの消費を抑えるために、せっかくつくった法律じゃけえ、実効性のあるものじゃないと駄目よね。国が決めとるんじゃないけど、努力義務じゃなしに、基本的には省エネになるような建物を、今から建てる場合はしなさいよというのが指導できりゃええなというふうに思います。これは意見です。

○保実委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第44号に対する質疑を終結いたします。

ここで説明員の席が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

議案第49号、工事請負契約の締結についてを審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

坂井建設部長。

○坂井建設部長 それでは、議案第49号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

工事名は準用河川五龍川貯留施設整備工事でございます。工事場所は三次市三次町願万寺地区で、請負代金は3億1,350万円、請負者は三次市三次町の株式会社ノダ道路となっております。入札につきましては、令和3年2月12日に一般競争入札によりまして入札を行いました。3社の入札により、株式会社ノダ道路が落札されたものです。工期につきましては、議決のあった翌日から令和4年6月30日を予定しております。

続きまして、工事の概要を説明します。

貯留施設としましては、貯留量7,600立米、それから、それに伴う掘削については1万1,700立米で、周囲にコンクリートブロック積み、面積でいうと886平米、それから重力式擁壁は、コンクリートのボリュームで表わしておりますけども、239平米、それから、その貯留施設の床の部分ですけども、コンクリートを張るようにしております。それから、フェンスは周囲に493メートルのフェンスを予定しております。それから、流入施設でございますけども、五龍川からの流入としてボックスカルバート、1メートル掛ける1メートルのものを137.8メートル、それから、流入直前のところで1メートル50センチ掛ける70センチのものを12.4メートルということ。それから、この貯留施設から排水する施設につきましては、推進工法によりまして、ヒューム管450パイのものを47.1メートル設置する予定でございます。

以上で説明を終わります。御審査の上、御承認いただきますようよろしくをお願いいたします。

○保実委員長 質疑をお願いします。

山田委員。

○山田委員 以前の説明のときにも聞いたかもしれませんが、水が入って、その後、ポンプアップして出すという話がありました。地域の方が一番心配されているのは、その後、かなり臭いとかが出るんじゃないかと、水が入った後、乾燥したら、ほこりも立つんじゃないかと。今、きりりの

ほうで水がたまった後というのは、翌日に管理業者の方がすぐ掃除をされているんですよ。その辺りのところを早くしっかり決めておかないと、地域の方は納得しないんじゃないかなと思いますけど、そこら辺はお考えがというか、協議があったんでしょうか。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原建設部付課長 委員御指摘のとおり、貯留池に一旦水がたまると、例えばごみや細かい砂のようなものがたまる可能性というのはあるかと思えます。そこに関しましては、できるだけごみは入ってこないように、川から水が入り込む部分に関して、スクリーンを設けて、基本的にはそういうごみ等が入ってこないようにまずはすると、第一段階では行うということを考えております。そして、入ってきた後、洪水が終わって、水を排出した後に、たまった砂につきましては、基本的には高圧洗浄機で全体を流して、1か所でため込んで、それを排出すると、それはできるだけ早く行うように現在考えておるところでございます。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 今のお話だと、ちょっと私の想像と違っていたんですけど、魚とかカエルとかいう生き物、川から水を引くわけですけど、そこは、要は、柵か何かを設けて、生き物は通らないような工夫をされているということですかね。引き込む川は結構ナマズなんかもいますし、ああいうのが流れ込んでも、多分そこで腐っちゃうのかなという想像を、ちょっとひどいことを思いよったんですけど、そういったことはないですか。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原建設部付課長 基本的には、まずは流れ込むところで一時的にはシャットアウト、ただ、スクリーンというのも、きめの細かいスクリーンですと、今度、水が通るのが滞ってしまいますので、そういうわけではないんですけど、なので、小さい小動物というか、小さい動物とか、そういうカエルとかは場合によっては入るかもしれません。ただ、そういうのに関しても、できるだけ大きいものが入ってこないようにして、小さいものについても、入っているものについては、できるだけ速やかに撤去する方向で対応していきたいというふうに考えております。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 もう一点、最後に、一番地元の方が身近に想像するところが十日市のグラウンドになるんですよ。水害時に川が氾濫して、しばらく使えなくなると、漂流物がたまっていると。なんですけど、こういったため池状態だと、比べものにならないくらいひどくなるだろうと。先ほども聞きましたけど、やっぱり十日市のグラウンドみたいに半年とか放置されると、民家も近いですし、非常に怖いんですけど、期間のところを、今、ある程度予想を立てられていたならお答えいただきたいんですが、できるだけ早くしていただければという要望です。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原建設部付課長 委員御指摘のとおり、できるだけ早く、時期までは、まだそこまで、じゃ、翌日かとか、その次の日かということまでは、まだ実際これから工事する段階ですので、どこにやってもらうかというのは、これから決めるということになりますので、ちょっといつまでというのは言うことはできないんですけども、できるだけ早くは、住民の方に御迷惑かからないように対

応はしたいというふうに考えております。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 繰り返しになりますが、きりりホールも、今回、指定管理者が替わって、次の入った業者さんが今と同じように駐車場の整備をしてくれるのかというのも、非常に地域の方は不安に思っています。同じように、今回の駐車場も、次、誰が管理するかという、決める段階で、そういったところまで話を煮詰めて、決めていただければと思います。

以上、要望として終わります。

○保実委員長 ほかに。

重信委員。

○重信委員 今日も地図をつけていただいとるんですが、何点か御質問いたします。

1点目が、きりりの裏側の既設のボックスカルバートの大きさはどれぐらいなのか。

2点目が、貯水施設からの排水はポンプとなっているんですが、ポンプだけで排水できるのでしょうか。そして、パイ450で対応できるのでしょうか。

そして、流出施設のボックスカルバートの途中に用水路があるんですけども、その排水には使えないのか。

そして、流出は1,000掛ける1,000、排水はパイ450では、ポンプが故障したら排水が間に合わないと思うんですけども、お伺いします。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原建設部付課長 まず、1つ目の御質問の、既設のボックスカルバートの大きさでございますが、今すぐ正確な数字は分からないんですけども、ただ、1,500角程度の大きさはあったかと思えます。

続いて、ポンプでの排水に関しましてですけれども、こちらの構造というのが、貯留池に一旦水がたまりまして、委員御指摘のと通りの既設ボックスカルバートのほうを通じて、続いて既設水路を通過して水を権現川に排出するという計画でございます。一旦たまった水は、権現川の水位が下がった後、洪水がもう安全な状態になった後に水を排出するというところでございますので、排出するポンプの大きさも、2時間、3時間で排出するものではなくて、ある程度、数時間かけて排出するというものでございますので、排水能力としては、今の計画どおりで問題ないというふうに判断しております。

そして、パイ450に関しましても、先ほど申しましたように、何時間かけて排出するというので、大きさ的にも問題ないというところです。

もう一点、既設水路に関しましても、ボックスカルバートを通じて既設水路に水が乗って、権現川に排出するということになりますので、既設水路も利用するという状況になってございます。

続いて、あとポンプが例えば停止した場合ということでございますけれども、基本的には洪水が終わった後でございますので、もしそのような状況が確認されれば、ただ、速やかに水を排出しないといけないということもございまして、例えば河川の工事とかで使う水中ポンプ等を設置して水を排出していくということも考えていきたいというふうに思っております。

一番初めの質問でございますけれども、既設のボックスカルバートの大きさでございますが、1,500の幅の1,200の高さの大きさでございます。一部間違っておりました。申し訳ございません。

○保実委員長 重信委員。

○重信委員 ありがとうございます。きりりの駐車場を使用するとしたら、入り口と出口の2か所が進入路として必要ではないかと思うんです。進入路の幅は幾らなのか、また、曲がった進入路は壁にぶつかる可能性も大きいので、進入路の入り口にすべきではないかと思うんですが。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原建設部付課長 進入路でございますが、今現在、5メートルの幅を取っております。どちらかというと、イベント時の駐車場として考えておりますので、イベントが始まる時は基本的には入ってくるもの、イベントが終われば出ていくという形で、なかなか離合するようなことはないのかなというふうに現在考えておるところです。この駐車場の利用としては、やはり通常、基本的には駐車場として利用する場合は、きりりの下のほうにも駐車場がございますので、どちらかというと、大きなイベントの場合に使用するというのを考えております。ですので、そういう場合ですと、入る車と出る車が交錯することはあまりないだろうということから、今の道幅でさせていただいておまして、カーブの部分につきましても、図面を御覧いただいても、そんなに急なカーブではございませんので、特に事故等が発生することはないのではないかとこのように考えておるところです。

○保実委員長 ほかにありませんか。

竹原委員。

○竹原委員 五龍川から分水ます、いっぱいになったらあそこで止めるということ。誰がこの管理を、今、ポンプの関係もあるんでしょうが、ここがもうこれでいっぱいよというところの判断はどこの誰がいつどういうふうにするのかというのが1つと、それから、ここに家がちょうど真ん中へ、地図でいうと、家がここへ入るんですが、その間にフェンスだけじゃなくて何か、その他の木か何か植えるのかどうかという、植えてほしいという要望があるかないかは知りませんが、ちょうどコの字で入ったところのあれ、きっと住宅でしょうが、その景色というか、非常に怖いというか、水がたまれば怖いというふうに思うんじゃないかと、そこはないんですかね、環境整備は。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原建設部付課長 まず、五龍川からの分水の方法でございますが、こちらに関しましては、五龍川の、今、護岸の高さがあるんですけども、それを一部切り欠きして、低い位置をつくります。そこから水が、五龍川の水位が上がったら自然に入ってくるような構造としておりますので、基本的には人の操作の要らないような形で洪水調節をするという方法を取っております。ですので、どんどんどんどん水がたまってきますと、河川の水位と追随して貯水池の水もたまって、河川の水位が下がれば、今度は五龍川の分水した護岸の高さで水がたまったまま終わるという構造でございますので、特に水の調節を人工的にやるということは発生してきません。

続いて、今、住宅の周辺の対応でございますけれども、今現在は、この図で申しますと、位置図



の2ページ目のブルーの部分に関しまして、フェンスを設置して転落等を防ぐということを考えております。こちらに関しましても、住民の方ともこれから相談して、もし下が見えないような形にしてほしいという要望等があれば、目隠しフェンスのほうの対応等も考えていきたいというふうに考えているところです。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 ここがいっぱいになるということはないの。五龍川の水位がずっと上がって、どんどん入り込んで、この中が、もうこれでいっぱいじゃけえ、止めないけんというようなことにはならん。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原建設部付課長 ここがいっぱいだからといって、人工的に操作するということがございません。自然に任せてというか、自然の五龍川の水位に追随して水がたまっていくというような状況です。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 とめどなくどんどん水位が、切ったところより上だったら、ずっと入ってくるわけでしょう。そしたら、ここがいっぱいになるんじゃないの。ならんのですか。貯留池がいっぱいになるという、基本的には1メートルかな、それ以上になることはないんですか。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原建設部付課長 30年7月豪雨と同程度の洪水が来た場合には、確かに委員おっしゃられているとおり、どんどん水が入ってくるという状況です。ただ、シミュレーションを行っております、1メートルたまった時点で、五龍川の水位も大体下がりぎみになってくるというところで、水位は同じになるという状況が確認されております。ただ、それよりもさらに来た場合というのが、五龍川と同じような形で水位が上昇していきだろろうと考えております。ですので、この部分につきましても、1メートルたまった上がさらにたまるかどうかというところがございますけれども、護岸の高さは2メートルございますので、1メートルから2メートルの間の部分にたまることは実際あろうかというふうには想定はしております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 あふれることはないということ、操作をせんのなら、そこがよう分からん。もし入らんように、五龍川を止めたら入らんじゃろうけど、五龍川、いつまでも増水のままだったら、2メートルを超える可能性もあるんじゃないんですか。ないんですか。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原建設部付課長 基本的に、五龍川の護岸の高さとこの貯留施設の周辺の高さがほぼほぼ同じ高さでございますので、もしもここがあふれるときには、五龍川とか権現川もあふれてしまっているという状況がございます。現実としてはですね。

○竹原委員 全体も行くということになるわけですね。

○藤原建設部付課長 そうですね。

○竹原委員 これだけじゃ、もうたまり切れないということも起き得るということだよな。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原建設部付課長 30年7月豪雨を超えるような雨が来ますと、やはり今は30年7月豪雨を想定して対応しているということなので、その規模を超える雨が来ると、やはり当然災害というか、浸水被害というのは起きるものでございますので、そのときには、この池を越えていくこともあるということとは想定されるということです。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 今の話と逆の話なんですけど、今回の貯留池で五龍川の水を引き込むのは、地理的な話を言ってもいけんのですけど、寺戸のポンプ場へ流れていく川の水を減らす効果を狙ってのことだと思うんですよ。そこが氾濫しない、要は、ポンプが吐き出し切らないような状況をなくすために、貯留池で一旦水をためるという話だと思うんですけど、ポンプで十分吐き出せて、馬洗川の水もそんなに限界まで来てないよというときに、貯留池に水が流れ込む可能性があると思うんですけど、そうすると、掃除したくないですよ。別に貯留池に水を入れなくてもよかったのに入ってきたという話になると。やっぱりそこは開け閉め、日頃はしないにしても、人為的に操作できるものをつけといたほうが、行く行くいいんじゃないかなという疑問があるんですけど、そこら辺は何か根拠があつての話なんですか。お願いします。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原建設部付課長 人為的に操作するとなると、まず、そこに配置する人を確保しないとイケないということになります。そうした場合に、今、市の体制としても、なかなか災害時、水防時の対応というのは、かなりいっぱいいっぱいな形での対応をしているということでございますので、できるだけ人為操作がないような形の対応を取りたいというふうな考えがまず市でもあります。ただ、おっしゃられるように、掃除はできるだけなくしたいというところはございますけれども、どちらを優先するかということでございますので、やはり危機管理の観点、そのときの人をできるだけ少なくして、別なところへ対応できるような形を取るほうが得策だろうということもございまして、ここに関しては、十分な対応ができる場合に水が入ったとしても、掃除をして対応するほうを選択するというようにしております。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 ちょっと私も、そこら辺に決まりがあるのかは分かりませんが、やっぱりそこら辺をぜひ地域の方とか自治会とか防災組織とかと相談していただいて、協議していただければと思います。後づけできるものなのか、今つけておかないとイケないものなのかというのも、ちょっと私、よく分かりませんが、やはり将来性のある、応用性のあるものを造っておいたほうがいいんじゃないかなとも思いますし、要望として終わります。

○保実委員長 坂井部長。

○坂井建設部長 通常の普通の雨が降ったときは、ここに流入させる切り欠きの部分がかかなり高い位置についていますので、普通の場合は流入することはないんです。ある程度降って、かさがどんどん上がったときに入るようになっていきますので、通常の場合、いつも雨が降ったら水が入るということではないのだけは御承知いただければと思います。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 なので、やっぱり流れていく水の量とか、ポンプのところへ行く水の量なんかを計算されて、これぐらいになったら水が入っていくよというのは、ちゃんと根拠があってやられているということによろしいですか。

○保実委員長 藤原課長。

○藤原建設部付課長 委員のおっしゃられるとおり、ちゃんとシミュレーションをして、根拠を持って、護岸の高さ等も設定はしております。

○保実委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第49号に対する質疑を終結いたします。

建設部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○保実委員長 それでは、採決に入ります。

お手元に配付の産業建設常任委員会審査報告書に沿って採決をしたいと思います。

今回は、議案8件を採決いたします。

これより議案第23号、三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例(案)について討論をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案を原案どおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第39号、三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第40号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第41号、三次市広島ふるさと村設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第42号、三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第43号、三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第44号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第49号、工事請負契約の締結について討論をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

以上で採決を終わります。

次に、委員長報告についてですが、報告に記載したい意見があればお願いをします。

掛田委員。

○掛田委員 議案第41号の利用料金の上限額を設定した中での自主の裁量に基づく料金改定の件なんですけど、もちろん市の関与もありますから、何よりも、施設の存続を願うばかりではあるんですけど、ちょっと私、先ほど意見を言う中で忘れていたところがあったんですけど、やはり三次市民の皆さんが御利用していただくということは十分可能性としてはあります。むしろ市民の皆さんの利用を促進していかなくちゃいけないところもあると思うんですね。そのところで、料金が増えることによって、市民の皆さんの負担増にもつながるんで、十分その辺りは市民目線で配慮しながら料金変更していただければなという、そのことを付していただければと思います。

以上です。

○保実委員長 市民目線に立っての料金の設定ですね。

ほかに。

山田委員。

○山田委員 今の話に対して付け加えなんですけど、全部が全部市民目線でもいけないと思うんで、その区分けですよ。やはり施設ごとのそこを調査して、適切な料金設定をしてほしいというような形に付け加えたほうがいいと思います。

○保実委員長 その件、後、検討させてください。

ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 議案23号で、住宅の浸水対策ですが、それこそ住民の皆さんにしっかり理解してもらわなくちゃいけないので、積極的な啓発というのをしてもらわないと理解が得られないんじゃないかなと思うんで、今、大規模の店舗なんかの排水対策もちゃんとしてほしいなというのを思いますし、それらも含めて、土地利用について啓発してほしいというのが1つと、それから、工事請負のところっていうと、今、ちょっと山田委員も言われましたが、水が入るところの管理というのはちゃんとせにゃいけない、人工的に操作せんと、あふれ出ちゃって、また第2次災害みたいにならんように、やはり管理をすべきだというふうに思いますが、その辺りも安全性の確保ということで、意見をつけといてもらったほうがいいかなというふうに思います。

○保実委員長 安全性確保という面ですね。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、これで。委員長報告の案分作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、そのようにさせていただき、後日タブレットへ入れさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の審査は全て終了いたしました。

これにて産業建設常任委員会を閉会といたします。

午後0時15分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月4日

産業建設常任委員会

委員長 保 実 治